

岩手県告示第168号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第488号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市和賀町岩崎新田地内
- 2 実施した期間 令和5年8月24日から令和6年2月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 三次元点群測量